

熊本県立大学生命倫理審査委員会規程

(趣旨)

第1条 熊本県立大学における研究に係る生命倫理に関する指針3(2)の規定及び熊本県立大学学則第12条第2項の規定に基づき、熊本県立大学生命倫理審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 委員会は、熊本県立大学における研究に係る生命倫理に関する指針の適正な運用を図るとともに、研究を行おうとする教員から申請があった研究計画又は研究実施状況報告について調査審議し、必要に応じて助言指導する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員は男女両性を持って構成されなければならない。

- (1) 環境共生学部の教員 3名
- (2) 文学部の教員 1名
- (3) 総合管理学部の教員 1名
- (4) 学外者で一般の意見を述べることができる者 2名以上
- (5) 事務局総務課長

2 前項第1号から第3号までの委員は、各教授会の推薦に基づき学長が任命する。

3 第1項第1号から第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第2号、第3号又は第4号の委員のうち少なくとも1名の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意をもってこれを決する。

3 議長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者に会議への出席を求め、審査事項について説明又は意見を聞くことができる。

4 委員は、自己の研究計画に係る審査の判定に関与することは出来ない。

第5条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、委員長があらかじめ指名した委員により、審査手続を迅速に行うことができるものとする。

(1) 研究計画の軽微な変更に係る審査

(2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化された研究計画に係る審査

(3) 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査に係る委員会等の承認を受けた研究計画を実施しようとする場合の研究計画に係る審査

(4) 研究対象者に対して最小限の危険(日常生活及び日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まない研究計画に係る審査

(5) その他委員長が特別に必要と認める場合

2 前項各号の審査の結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告するものとする。

(審査)

第6条 委員会は、教員から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる者（以下「被験者」という。）の人権の擁護のための配慮
- (2) 被験者（必要のある場合はその家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる被験者への不利益及び危険性
- (4) 研究の教育、学術及び社会への貢献度
- (5) 個人情報の保護の徹底

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(判定の通知)

第8条 委員会の委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を、熊本県立大学における研究に係る生命倫理に関する指針6(1)に定める研究審査結果報告書により学長に報告するものとする。

(遵守事項)

第9条 委員会の委員は、審査を行う上で知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(審査記録の保存及び公開)

第10条 委員会は、審査経過及び審査結果を記録として保存しなければならない。

2 委員会が必要と認めるときは、申請者等の同意を得たうえで、審査経過及び審査結果を公開することができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、生命倫理審査委員会について必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月2日から施行する。

附 則（平成18年4月1日熊県大規程第27号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日熊県大規程第4号）

この規程は、平成23年12月28日から施行する。ただし、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する

附 則（平成26年4月1日熊県大規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日熊県大規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日熊県大規程第43号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。